

No. **168**

2025. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



北八ヶ岳ロープウェイ（茅野市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

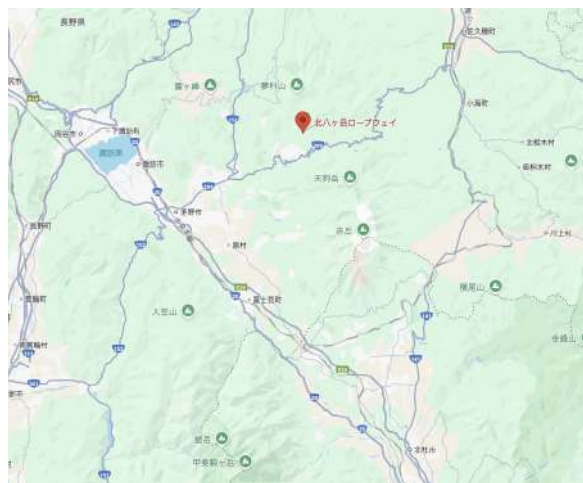
行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 北八ヶ岳ロープウェイ

北八ヶ岳ロープウェイは、100人乗りの大型ロープウェイで、八ヶ岳の北端に位置する北横岳と縞枯山の間に架かり、山頂駅の標高は2,237mになります。山麓駅（標高1,771m）から約7分で上がっていきます。その間、四季折々の山岳風景を楽しめるだけでなく、山頂駅にある展望台からは、南アルプス、中央アルプス、北アルプスの日本三大アルプスを一望できます。また、手軽な散策コースもあり、高山植物も楽しめます。冬には初心者には、スノーシューで気軽に歩ける冬山として人気があり、本格派には、冬山登山として北横岳登山が楽しまれています。

（写真提供：GO NAGANO 長野県公式観光サイト）



目 次

会長就任のご挨拶	・	2
定時総会開催報告	・ 定時総会開催報告	4
	・ 役員名簿	7
	・ 支部長名簿	8
令和7・8年度 各部等担当者	・ 令和7・8年度 各部等担当者（6月27日の合同会議にて）	9
	・ 各部等担当者名簿	12
日行連総会	・	13
業 務 資 料	・ 行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の公布について …	14
	・ 松本市終活情報登録事業の開始について（ご案内）	25
	・ 国際園芸博覧会特別仕様ナンバーの手数料及び大型照明器具の改定のご連絡 …	26
	・ 建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）	27
	・ 長野市手数料条例の一部改正について（通知）	28
	・ 在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加に ついて（周知）	32
	・ 建設業許可申請・経営事項審査申請における電子申請の利用促進について （依頼）	34
	・ 令和7年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表	36
お 知 ら せ	・ 令和7年度行政書士試験のご案内	37
	・ 特定の紛争に関する相談の長野県行政書士紛争解決センターへのご誘導に ついて（ご協力をお願い）	38
	・ 会員名簿掲載内容の確認について	41
	・ 東信支部事務局移転のお知らせ	42
	・ 職務上請求書確認日について（予定）	42
	・ 幹旋物一覧	42
	・ 職務上請求書払い出しに関する運用について	43
	・ 会員専用ページのID・パスワードについて	47
会 議 報 告	・	48
長野県行政書士 政治連盟のページ	・ 会長就任のご挨拶	53
	・ 定期大会開催報告	54
	・ 隣接士業政治連盟懇談会	55
会 員 の 動 き	・ 入会・退会・法人会員・ご逝去	56
編 集 後 記	・	56

長野県行政書士会 会長就任のご挨拶

長野県行政書士会
会長 和田 英幸



このたび、長野県行政書士会の会長として2期目の任を拝命いたしました。これまで「行政書士制度の発展」と「行政書士の地位向上」を目標に掲げ、デジタル社会への対応としてDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、本会役員の負担軽減、事務局の強化に尽力してまいりました。しかし、ウィズ・コロナという時代の変革期において、より効率的で効果的な運営の実現には、なお多くの課題が残されていることを痛感しております。

本会は、日行連・日政連と連携し、行政書士法の改正をはじめ、会員管理システムや電子申請システムの構築を推進し、行政書士の職域確保・拡大に努めてまいります。また、長野県との信頼関係を深め、受託業務の確保・拡充にも力を入れていきます。

令和7年度には、長野会が関地協（1都10県）の会長および事務局を務め、各種会議の運営を担います。さらに、11月13日～14日に長野市で開催される連絡会の主管も務めます。そのため、執行部・役員・事務局が一丸となり、関地協連絡会の成功に向けて万全の体制で臨む所存です。関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 行政書士の地位向上に向けた広報活動

行政書士が「地域住民や事業者にとって身近で頼れる相談相手」となるよう、広報活動を強化します。特に「そうだ、行政書士に相談しよう！」という意識を地域社会に定着させることが重要です。行政書士は、権利擁護を推進し、「国民の権利利益の実現」に寄与する国家資格者です。その社会的認知をさらに拡大していきます。

2. 日行連会費値上げと経費節減

令和9年4月1日より、単位会が日行連に納める会費が1人当たり月額1,000円から月額1,500円に引き上げられることが決定しました。本会としても、経費の節減を通じて事業運営の最適化を図るとともに、会費の見直しについて慎重に検討を進めてまいります。

3. DX 推進

許可可申請業務の電子化が加速する中、本会はDXの強化を進めていきます。事務局の業務効率化に加え、行政書士が電子申請に対応し顧客へのサポートを適切に行えるよう研修を通じてデジタル化に適応できる体制を整備します。これにより、行政書士の業務の可能性を広げ、

時代の変化に対応し続ける基盤を整えます。

4. 事業執行体制の見直し

事業の一貫性を持たせるため、担当会長制を導入し、事業計画の着実な実施を図ります。副会長・各事業部長と連携し、理事会で意見を集約しながら、会全体でバランスの取れた事業運営を行ってまいります。

5. 事務効率化と事務局体制の強化

業務量の増加に対応するため、オンライン会議の回数を多くし、紙の減量（データへの切り替え）を進めていきます。また、会議録の整備保管のあり方の見直し、事務局職員の電話による苦情対応により通常事務への負担軽減などの対策を行います。事務局と行政書士が信頼関係を構築し、協力体制を強化することも重要です。ハラスメント防止や危機管理体制の強化、待遇改善を通じて、健全な業務環境の確保に努めます。

6. コンプライアンス強化

顧客からの苦情案件が増加している現状を鑑み、会員の皆様にコンプライアンス遵守の徹底をお願い申し上げます。特に、顧客対応について改めて見直しを行い、より適切な対応が求められる場面において、適正なサービスが提供できるよう取り組んでまいります。

7. 被災地支援と社会貢献

行政書士会は、行政と連携し、罹災証明書の発行相談を積極的に行っています。異常気象や自然災害が頻発する中、日行連は大規模災害発生時の迅速な復興支援を実現するため、内閣府との支援協定を締結し災害復興支援員の育成と具体的な支援スキームの整備を行っています。本会も災害復興支援員の登録推進を行い日行連の被災地支援活動に参加していきます。

8. 特定行政書士の実務研修

令和8年1月1日に施行される「行政書士法の一部改正」により、特定行政書士の業務範囲が拡大します。この改正により、不服申立て手続きの代理件数が増加すると見込まれます。本会は、日行連（中央研修所）と連携し、実務研修を充実させ、特定行政書士の専門性向上を図ってまいります。

会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、2期目のご挨拶といたします。

定時総会開催報告

令和7年度定時総会が5月30日（金）午後1時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 藤井総務部員

2 正副議長 議長 小西 勝代議員（長野支部）
副議長 原 満輝代議員（飯田支部）

3 議事録署名人 藤澤 楨佑代議員（長野支部）、和田 仁代議員（長野支部）

4 議案審議

第1号議案	令和6年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。	
第2号議案	令和6年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。	
第3号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。	
第4号議案	令和7年度事業計画（案）	賛成多数により可決承認されました。	
第5号議案	令和7年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。	
第6号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。（敬称略）	
東信支部	渡邊 博昭	諏訪支部	小口 敬子
伊那支部	東谷 龍也	中信支部	松島 茂行
長野支部	小林 良美		

第7号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

長野支部 和田 英幸

長野支部和田英幸会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、和田英幸会員が会長に選任されました。

副会長

東信支部 荻原 政吉
諏訪支部 上島 聡
伊那支部 二瓶 裕史
中信支部 三浦 洋子

理 事

東信支部 土屋 勝浩 柳澤 誠

諏訪支部 木村 和彦 濱 靖彦
 伊那支部 吉田 靖史
 飯田支部 木下 茂
 中信支部 友渕 大 八幡 徳広 山本 博史 平林 節子
 長野支部 鈴木 潤 涌井 史明 良川 泰章 藤澤 慎佑

監 事

飯田支部 宮島 裕一
 中信支部 小野 清仁



和田会長あいさつ



小西議長・原副議長



総会



当選証書の交付



ご来賓の皆様



懇親会

令和7年度 受賞者名簿

○長野県行政書士会会長表彰状

五味 直 美（諏訪） 奈良木 利 邦（中信） 鈴木 潤（長野）
以上 3名

○長野県行政書士会会長感謝状

渡 邊 博 昭（東信） 本 藤 公 彦（長野）
以上 2名

※敬称略、（ ）内は、所属支部名



会長感謝状授与（渡邊会員）



会長表彰状授与（奈良木会員）



会長表彰状授与（鈴木会員）



受賞者代表謝辞（五味会員）

役 員 名 簿

	役 職	氏 名	〒	事務所所在地	TEL
1	会 長	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目86番地	026-261-3360
2	副会長	荻原 政吉	385-0051	佐久市中込3097番地1 キ`フトショップ`2階北号	0267-78-3320
3		上島 聡	392-0016	諏訪市大字豊田1531番地11	0266-53-9559
4		二瓶 裕史	396-0014	伊那市狐島3858番地1 信州いなNIHEIビル3F	0265-73-6078
5		三浦 洋子	399-0037	松本市村井町西1丁目19番44号	0263-86-8082
6	理 事	土屋 勝浩	386-0002	上田市住吉424-8	0268-24-3343
7		柳澤 誠	386-0024	上田市大手1丁目12番23号 BIG UEDA	0268-27-3180
8		木村 和彦	394-0081	岡谷市長地権現町4-3-37 COCODAKARA内	090-4230-2290
9		濱 靖彦	391-0002	茅野市塚原二丁目12番2号	0266-72-3064
10		吉田 靖史	399-4117	駒ヶ根市赤穂8829番地1-2F	0265-83-9406
11		木下 茂	395-0051	飯田市高羽町2丁目5番地10 コンビニエントハイツマルヤマ205号室	0265-22-5603
12		友瀨 大	399-0027	松本市寿南1丁目13番16号	0263-88-3371
13		八幡 徳広	399-0033	松本市大字笹賀5652番地40 大久保事業所2階	0263-50-8901
14		山本 博史	390-0861	松本市蟻ヶ崎一丁目1番27号 蟻ヶ崎ビル201	0263-88-3443
15		平林 節子	399-8101	安曇野市三郷明盛1033番地22	0263-77-4964
16		鈴木 潤	389-1103	長野市豊野町蟹沢2857番地 ステラ103号室	026-405-6636
17		涌井 史明	381-0201	上高井郡小布施町大字小布施2166番地	026-214-3725
18		良川 泰章	381-0031	長野市大字西尾張部288番地7	026-243-7276
19		藤澤 慎佑	380-0813	長野市大字鶴賀緑町1387番地1 正木屋支店ビル3F	050-3577-4699
20	監 事	宮島 裕一	395-0075	飯田市白山通り2の447	0265-22-6883
21		小野 清仁	399-0002	松本市芳野1-3	0263-27-3180

支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
東信支部	わたなべ ひろあき 渡邊 博昭	〒389-0208 北佐久郡御代田町大字茂沢379番地13 (TEL 0267-46-1056)
諏訪支部	かみじま さとし 上島 聡	〒392-0016 諏訪市大字豊田1531番地11 (TEL 0266-53-9559)
伊那支部	に へい ひろし 二瓶 裕史	〒396-0014 伊那市狐島3858番地1-3F (TEL 0265-73-6078)
飯田支部	きのした しげる 木下 茂	〒395-0051 飯田市高羽町2丁目5番地10-205号室 (TEL 0265-22-5603)
中信支部	みうら ようこ 三浦 洋子	〒399-0037 松本市村井町西1丁目19番44号 (TEL 0263-86-8082)
長野支部	わ だ ひでゆき 和田 英幸	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目86番地 (TEL 026-261-3360)

支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
東信支部	〒384-0808 小諸市御影新田2721-1 WRビル3階103 井出行政書士事務所内 (TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0022 諏訪市高島一丁目25番14号 フジビル3F 301 (TEL 0266-57-5503)
伊那支部	〒399-4431 伊那市西春近5140-3 (TEL 0265-73-2208)
飯田支部	〒395-0073 飯田市羽場坂町2351-38 原満輝行政書士事務所 (TEL 0265-23-2552)
中信支部	〒390-0821 松本市筑摩1丁目20-9 (社会保険労務士カガリ事務所1階) (TEL 0263-87-3798)
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388)

支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
東 信 支 部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡 上田市、小県郡、東御市
諏 訪 支 部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊 那 支 部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯 田 支 部	飯田市、下伊那郡
中 信 支 部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曽郡、安曇野市、北安曇郡
長 野 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

令和 7・8 年度 各部等担当者 (6 月 27 日の合同会議にて)

6 月 27 日（金）、長野市のホテル国際21において、令和 7 年度の各部会等合同会議が開催されました。合同会議に先立ち、理事会が開催され、和田会長より令和 7 年度の事業方針が示されました。

会議事項としては、各部長・副部長・部員の選任や長野県行政書士会旅費規程の一部改正についてなどが承認され、即日施行されました。

合同会議では、会長より各部・委員会の部長等に委嘱状が交付され正式に新体制が発足しました。各部・委員会の先生方を紹介いたします。

和田会長あいさつ



理事会



合同会議



国際部会



各部会・委員会



懇親会



令和7・8年度 各部等担当者（6月27日の合同会議にて）

総務部（4名）



和田会長
友測部長
藤井副部長
小山部員
小泉部員

農林建設部（4名）



上島副会長
和田会長
藤森部長
藤澤部員

運輸交通部（5名）



上島副会長
和田会長
中塚部長
原部員
山本部員

国際部（5名）



三浦副会長
吉田部員
和田会長
八幡部長
ダグラス部員
和田部員

環境生安部（4名）



荻原副会長
和田会長
柳澤部長
和田副部長
朝倉部員
岡本部員

研修部（4名）



荻原副会長
和田会長
平林部員
鈴木部長
大澤副部長

令和7・8年度 各部等担当者（6月27日の合同会議にて）

法務部（4名）



和田会長
木村部長
木下副部長
藤井部員

広報業務対策部（4名）



濱部長
和田会長
井上副部長
原部員

ADRセンター（3名）



和田会長
渡邊センター長
深澤副センター長
涌井運営委員

外国人材受入企業サポートセンター（5名）



吉田センター長
三浦副会長
和田会長
八幡副センター長
ダグラス部員
和田部員

デジタル推進特別委員会（2名）



（友測委員）
（大澤委員）
（朝倉委員）
和田会長
涌井委員長
土屋副委員長
（原委員）

綱紀委員会（5名）



東谷職務代理者
和田会長
渡邊委員
小口委員
小林副委員長

長野県行政書士会 令和7・8年度各部等担当者名簿

長野県行政書士会													
	総務部 (4名)	農林建設部 (4名)	運輸交通部 (5名)	国際部 (5名)	環境生安部 (4名)	研修部 (4名)	法務部 (4名)	広報業務対策部 (4名)	ADRセンター (3名)	外国人材受入 企業サポート センター(5名)	デジタル推進 特別委員会 (2名)	綱紀委員会 (5名)	監事 (2名)
東 信		◎藤森 啓志	◎中塚 千夏	○金井 剛	◎柳澤 誠		土屋 勝浩	○井上 夏希	◎渡邊 博昭	金井 剛	○土屋 帝	渡邊 博昭	金井 剛
諏 訪	小山 洋子	田村 文	○中村 輝彦		朝倉 祐作		◎木村 和彦	◎濱 靖彦			(朝倉 祐作)	小口 敬子	
伊 那	小泉 明香			吉田 靖史		○大澤 剛				◎吉田 靖史	(大澤 剛)	○東谷 龍也	吉田 靖史
飯 田		○木場 聡	原 満輝			片桐 博道	○木下 茂				(原 満輝)		宮島 裕一
中 信	◎友淵 大		山本 博史	◎八幡 徳広 ダダラス 桜	岡本 恵美	平林 節子		原 由美	○深澤和歌子	○八幡 徳広 ダダラス 桜	(友淵 大)	◎松島 茂行	八幡 徳広 ダダラス 桜
長 野	○藤井 寛二	藤澤 槇佑	良川 泰章	和田 健太郎	○和田 仁	◎鈴木 潤	藤井 美喜	伊藤 安芸	涌井 史明	和田 健太郎	◎涌井 史明	○小林 良美	和田 健太郎
担当	会長 和田 英幸	副会長 上島 聡	副会長 上島 聡	副会長 三浦 洋子	副会長 荻原 政吉	副会長 荻原 政吉	副会長 二瓶 裕史	会長 和田 英幸	副会長 二瓶 裕史	副会長 三浦 洋子	会長 和田 英幸		(綱紀委員長)

◎:部長・委員長・センター長
○:副部長・副委員長・副センター長
□:職務代理者

日行連総会

令和7年度日行連定時総会・日政連第45回定期大会が開催されました

副会長 三浦 洋子

令和7年度日行連定時総会・日政連第45回定期大会が、6月19日、20日の二日間の日程で、東京プリンスホテルの「鳳凰の間」で開催されました。

定時総会に先立ち総務大臣表彰状授与式が行われ、全国から31名の会員の方に村上誠一郎総務大臣から表彰状が授与されました。

昨年度の事業・決算報告、新年度の事業計画・予算案については、各単位会の多くの方から質問が寄せられており、執行部の回答に対しては再質問もなされ、活発な議論が交わされました。長野会からは涌井史明理事がデジタル推進本部に対して「Jグランツの代理申請機能について」の質問と再質問を行いました。そして、その後、議案についてはすべて可決承認されました。

なお、社会のデジタル化に対応するため「行政書士法の一部を改正する法律」が議員立法により成立し、令和7年6月13日に公布され、令和8年1月1日より施行されることとなりました。士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されたこととなりますが、これは画期的な出来事として会場はお祝いムードに包まれました。

また、今年度は役員の改選の年となり、日行連の会長選挙が行われました。3期6年を務めた常住豊会長が退任し、会長選挙には、東京会の宮本重則会員と大阪会の高尾明仁会員が立候補して、それぞれの所信表明を行いました。選挙の結果、宮本重則会員が新会長に当選されました。

翌日は定時総会にて新役員候補が発表され、承認された後、日政連第45回定期大会が開催されました。運動経過報告・決算報告・令和7年度の運動方針案・予算案などが審議されましたが、議案はすべて原案どおりに可決・承認されました。

また、今年度は日政連の役員改選の年でもあり、3期6年を務めた井口由美子会長が退任され、新会長には前日行連会長の常住豊会員が無投票で選任されました。なお、その後、日政連の新役員の発表があり、長野会の和田英幸会長は副会長に就任されることとなりました。

今回の日行連定時総会・日政連定期大会においては、悲願としてきた「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」が直前に成立したことが一番の話題となり、会員の皆様から法案成立に尽力された常住前日行連会長、井口前日政連会長に対して惜しめない拍手が送られました。常住新日政連会長には当会の和田会長と共に今後も行政書士の地位向上と職域拡大のためのさらなる活動を期待致します。なお、今回退任された井口前日政連会長は、平成20年に長野会で開催した「第19回全国女性行政書士交流会」にも参加されており、16年前から面識があるため、「6年間本当にご苦勞様でした。」とお伝えしました。



長野会参加者



宮下一郎議員を囲んで
(左から3人目)



井口日政連会長(左)・
杉山日政連副会長(右)と

業 務 資 料

日行連発第 341 号
日政連発第 052 号
令和 7 年 6 月 13 日

各単位会長 様
各支部長 様

日本行政書士会連合会
会長 常 住 豊
日本行政書士政治連盟
会長 井 口 由美子

行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）の公布について

平素より日行連並びに日政連の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 6 月 6 日付け日行連発第 311 号・日政連発第 048 号で報告いたしました行政書士法の一部を改正する法律につきまして、総務省より別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

【別紙】行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

以上

行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）の解説動画の公開について（日行連会員専用サイト「連 con」）

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250617-0>



総行行第 284 号
令和 7 年 6 月 13 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「新法」という。）第 1 条の 4 第 2 項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第 19 条第 1 項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

また、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、「行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便の向上や権利利益の実現に資してまいりましたが、今日、デジタル社会が進展するなど、行政書士制度を取り巻く状況は大きく変化しております。このような状況を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずることとし、本起草案を提出した」と説明しています。

改正法は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとされておりますが、施行にあたって遺漏のないようお願いいたします。

なお、改正法の施行後は、特定行政書士が不服申立て手続を代理する件数の増加が見込まれます。業務の適正性の確保や国民の利便性向上の観点から、当該手続に関する業務実態の調査や事例の収集に努めていただきますようお願いいたします。

行政書士法の一部を改正する法律要綱

一 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。

（第1条関係）

二 職責

- 1 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。
- 2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。

（新第1条の2関係）

三 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること。

（新第1条の4第1項第2号関係）

四 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。

（第19条第1項関係）

五 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。

（第23条の3関係）

六 施行期日等

- 1 この法律は、令和8年1月1日から施行すること。（改正法附則第1条関係）
- 2 その他所要の規定を整備すること。

第七条の三第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十条の見出しを「（信用失墜行為の禁止）」に改め、同条中「、誠実にその業務を行なうとともに」を削る。

第十三条の三中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改める。

第十三条の六中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改め、同条第二号中「第一条の三第一項第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第十三条の十七の見出し中「の義務」を削り、同条中「第八条第一項」を「第一条、第一条の二、第八条第一項」に改める。

第十三条の二十一第一項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第十八条の二第二号中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十九条第一項中「者は」の下に「、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」を加え、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十一条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（行政書士の使命）」に改め、同条中「この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより」を「行政書士は、その業務を通じて」に、「目的」を「使命」に改める。

第一条の四を第一条の五とする。

第一条の三第一項第二号中「作成した」を「作成することができる」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の三とし、同条の前に見出しとして「（業務）」を付する。

第一条の次に次の一条を加える。

（職責）

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(行政書士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律による改正後の」を削り、「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第一条の二、第一条の三」を「第一条の三、第一条の四」に改める。

士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたとき」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第二十三条の三中「前条第一号」を「第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

附則第十項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

理 由

近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して罰規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2〔略〕 第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 1〔略〕 2前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。 3・4〔略〕 2〔略〕 第一条の五 〔略〕 (特定行政書士の付記) 第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の四第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない	2〔同上〕 第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 1〔同上〕 2前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。 3・4〔同上〕 2〔同上〕 第一条の四 〔同上〕 (特定行政書士の付記) 第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならない
---	--

◎行政書士法の一部を改正する法律 新旧対照表
○行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)

改 正 案	現 行
(行政書士の使命) 第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。 (職責) 第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。 2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。 (業務) 第一条の三 〔略〕	(目的) 第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。 (新設) 〔新設〕 (業務) 第一条の二 〔同上〕

うことができる。 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一 条の三及び第一條の四第一項（第二号を除く。）に規定する業務 に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部 二 第一條の四第一項第二号に掲げる業務 （行政書士に関する規定の準用） 第十三条の十七 第一條、第一條の二、第八條第一項、第九條から 第十一條まで及び第十三條の規定は、行政書士法人について準用 する。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用 等） 第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第 六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二 十二條の規定は行政書士法人について、同法第五百八十條第一項、 第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第 四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五 百九十六條、第五百九十九條第四項及び第五項、第六百一条、第 六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百十	うことができる。 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一 条の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務 に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部 二 第一條の三第一項第二号に掲げる業務 （行政書士の業務に関する規定の準用） 第十三条の十七 第八條第一項、第九條から第十一條まで及び第十 三條の規定は、行政書士法人について準用する。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用 等） 第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第 六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一条及び第六百二 十二條の規定は行政書士法人について、同法第五百八十條第一項、 第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第 四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五 百九十六條、第五百九十九條第四項及び第五項、第六百一条、第 六百五條、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百十
い。 2 「略」 （信用失墜行為の禁止） 第十条 行政書士は、行政書士の信用又は品位を害するような行為 をしてはならない。 （設立） 第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書 士法人（第一條の三及び第一條の四第一項（第二号を除く。）に規 定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人を いう。以下同じ。）を設立することができる。 （業務の範囲） 第十三条の六 行政書士法人は、第一條の三及び第一條の四第一項 （第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるとこ ろにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号 の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令 上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務 （以下「特定業務」という。）については、社員のうち当該特定 業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行	い。 2 「同上」 （行政書士の責務） 第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士 の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 （設立） 第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書 士法人（第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規 定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人を いう。以下同じ。）を設立することができる。 （業務の範囲） 第十三条の六 行政書士法人は、第一條の二及び第一條の三第一項 （第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるとこ ろにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号 の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令 上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務 （以下「特定業務」という。）については、社員のうち当該特定 業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行

二 第一条の四第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に関する規定 三 五 〔略〕 (業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 2 〔略〕 第二十一条 行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 〔罰則〕	二 第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に関する規定 三 五 〔同上〕 (業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 2 〔同上〕 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの
---	--

一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百二十一条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の三第三項に規定する電磁的記録をいう。次条第二項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。 2 7 〔略〕 (日本行政書士会連合会の会則) 第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。 一 〔略〕	一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百二十一条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の二第二項に規定する電磁的記録をいう。次条第二項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。 2 7 〔同上〕 (日本行政書士会連合会の会則) 第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。 一 〔同上〕
---	---

の二、第二十二條の四、第二十三條第二項又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。 附 則 10 建築代理士に關しては、この法律施行後でも、當分の間、條例の定めるところによるものとし、その條例は、<u>第一條の三第二項</u>及び第十九條第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。	の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して<u>同條の刑</u>を科する。 附 則 10 建築代理士に關しては、この法律施行後でも、當分の間、條例の定めるところによるものとし、その條例は、<u>第一條の二第二項</u>及び第十九條第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。
---	--

〔<u>削る</u>〕 <u>第二十一條の二</u> 第十九條第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 第二十二條の四 第十九條の二の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。 第二十三條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十三條の二十の二第六項において適用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。 二 第十三條の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 第二十三條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、<u>第二十一條</u>	二 第十九條第一項の規定に違反した者 〔新設〕 第二十二條の四 第十九條の二の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。 第二十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第十三條の二十の二第六項において適用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者 二 第十三條の二十二第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第二十三條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、<u>前條第一号</u>
---	--

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第四条関係）

（傍欄部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第四条関係）			別表（第四条関係）		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第二条第二項 第四十七号に掲げる者	行政書士法第一条の三、 第一条の四若しくは第 十三条の六に定める業 務又はこれらに付随し、 若しくは関連する業務 のうち、特定受任行為の 代理等に係るもの	特定受任行為の 代理等を行うこと とを内容とする 契約の締結その他 の政令で定める 取引	第二条第二項 第四十七号に掲げる者	行政書士法第一条の二、 第一条の三若しくは第 十三条の六に定める業 務又はこれらに付随し、 若しくは関連する業務 のうち、特定受任行為の 代理等に係るもの	特定受任行為の 代理等を行うこと とを内容とする 契約の締結その他 の政令で定める 取引
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

○ 行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十九号）（附則第三条関係）

（傍欄部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
（経過措置）		（経過措置）	
2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、 行政書士法第一条の三第二項 の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。		2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、 この法律による改正後の行政書士法第一条の二第二項 の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。	

松福高第133号
令和7年5月20日

長野県行政書士会
会長 和田 英幸 様

松本市長 臥雲 義尚

松本市終活情報登録事業の開始について(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、松本市の高
齢者福祉事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

松本市では、令和7年6月1日より「松本市終活情報登録事業」を開始し
ますので、お知らせいたします。この事業は、万が一の事態に備え、ご本人の
希望や、ご家族へ伝えたいこと等の“終活関連情報”を市にご登録いただき、
万が一の際、ご本人が指定した方に開示することで、ご本人の意思の実現と、遺
されたご親族や関係者への負担を軽減することを目的としたものです。

松本市は終活を「元気なうちから人生の終末について考え、準備する活動」と
とらえ、積極的に周知・啓発を行ってまいりますので、事業の趣旨をご理解い
ただき、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

〒390-8620
長野県松本市丸の内3番7号
松本市 健康福祉部 高齢福祉課
福祉担当課長 勝家 知子
(担当) 香西
電話 34-3061(直通)
FAX 34-3026
kaigo@city.matsumoto.lg.jp

終活に関する情報を登録できます(松本市終活情報登録事業)

ご自身の万が一の事態に備え、ご自身の希望や、ご家族へ伝えたいこと等の“終活関連情報”を市に
登録していただくことで、万が一の際、ご自身が指定した方に開示し、ご自身の意思の実現に役立てるとと
もに、遺されたご親族や関係者への負担を軽減することができます。

※松本市では終活を、元気なうちから人生の終末について考え、準備する活動ととらえています

- (1) 対象者、登録できる方
原則 市内在住者
- (2) 登録方法
ア 窓口申請の場合
高齢福祉課または西部福祉課に電話等で連絡をいただいても、お越しください。
イ 電子申請の場合
電子申請後、本人確認と内容確認のため、高齢福祉課または西部福祉課の窓口におむね
1か月以内にお越しください。
- (3) 登録できる内容(遺言書のような法的効力はありません)
ア 緊急連絡先及び情報開示指定者
イ リビングウィル、エンディングノート、遺言書の保管場所
ウ 臓器提供に関すること
エ 生命保険や預貯金に関すること
オ 生前契約等の内容
カ お墓の所在地または埋葬希望
キ その他自由登録事項
(スマホのロック解除方法、銀行口座、保険、家族等に伝えたい内容等)
ク 情報の開示時期
- (4) 開示の時期及び対象者
ア 登録時に指定された時期に、指定された方から請求があった場合に開示します。
イ 登録者の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、警察・消防・医療機関等から
照会があった場合には開示をする場合があります。
- (5) 「終活」に関するご相談窓口
高齢福祉課、西部福祉課、地域包括支援センターにて、「終活」に関してのご相談もできます。



松本市 健康福祉部 高齢福祉課
福祉担当(本庁舎北別棟2階)
電話 34-3061(直通)
FAX 34-3026
kaigo@city.matsumoto.lg.jp

事務連絡
令和7年6月2日

長野県行政書士会 様

一般財団法人長野県自動車標板協会

国際園芸博覧会特別仕様ナンバーの手数料及び
大型照明器具の改定のご連絡

日頃より、当協会業務につきましてご理解をいただきお礼申し上げます。

7月14日交付頒布開始の「国際園芸博覧会特別仕様ナンバー」について、北陸信越運輸局長より5月14日付で交付手数料の認可が下りました。

また、これに伴い軽自動車の頒布手数料につきましても設定いたしました。

手数料には、国際園芸博覧会のロイヤルティが含まれております。

交付頒布期限 令和7年7月14日～令和9年11月30日まで

大型字光式照明器具につきましても改定したく、併せて下記のとおりご連絡いたしますから傘下会員様に周知くださるようお願い申し上げます。

記

1. 登録自動車

区 分	単 位	交 付 手 数 料
大型登録番号標	1組	14,770円
中型登録番号標	1組	9,850円

2. 軽自動車

中型車両番号標	1組	10,810円
---------	----	---------

3. 大型照明器具

7月1日より

字光式照明器具	1組	53,580円
---------	----	---------

7建設号外
令和7年(2025年) 6月 23 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長
様
長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口について（通知）

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。
令和4年度から設置している標記相談窓口につきまして、令和7年7月から9月までのスケジュールを別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いたさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

建設業許可等に係る現地相談窓口について

- 1 概要
建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。
- 2 相談できる内容
長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。
・ 建設業許可（建設業法第3条に基づく建設業の許可及び更新）
・ 変更届（建設業法第11条に基づく建設業許可の変更等の届出）
・ 廃業届（建設業法第12条に基づく廃業等の届出）
・ 承継・相続認可申請（建設業法第17条の2及び第17条の3に基づく認可）
・ 経営事項審査（建設業法第27条の23に基づく経営事項審査）

3 開催スケジュール（令和7年7月から9月分）
相談時間：[要予約]13時15分から16時45分

地域	開催日	会場	地域	開催日	会場
北信	7/22（火）	県庁議会議棟 405 号会議室 （長野市大字南長野字幡下 692-2）	東信	7/9（水）	上田合同庁舎 301 号会議室 （上田市材木町 1-2-6）
	8/22（金）	県庁西庁舎 302 号会議室		8/4（月）	佐久建設事務所旧用地課打合せスペース （佐久市白田 2015）
	9/26（金）	県庁西庁舎 302 号会議室		9/24（水）	上田合同庁舎 301 号会議室
中信	7/30（水）	松本合同庁舎 202 号会議室 （松本市大字島立 1020）	南信	7/18（金）	諏訪合同庁舎 501 号会議室 （諏訪市上川 1-1644-10）
	8/20（水）	松本合同庁舎 202 号会議室		8/29（金）	伊那合同庁舎 503 号会議室 （伊那市荒井 3497）
	9/9（火）	松本合同庁舎 202 号会議室		9/19（金）	飯田合同庁舎 202 号会議室 （飯田市追手町 2-678）

※所在地以外の会場でもご参加可能です。
※本曹、大町、北信合同庁舎での開催はありませんので、他の会場をご利用ください。

- 4 事前予約
相談を希望される方は、相談会開催の前日までに電話予約をお願いします。
予約電話番号は、下記「5 相談の詳細について」に記載の URL にてご確認ください。

- 5 相談の詳細について
詳細については、下記 URL をご確認ください。
[URL]
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infru/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html> [QRコード]



- 6 お問い合わせ
このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。
長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420 E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）
長野県建設部建設政策課 建設業担当 大林
TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420
E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会 様

長野市保健所 長
(公 印 管 轄)

長野市手数料条例の一部改正について (通知)

長野市手数料条例の一部を改正する条例が、令和 7 年 6 月 30 日付けで別添のとおり公布され、
令和 7 年 12 月 1 日施行となりますので、ご了承ください。

長野市手数料条例の一部を改正する条例

長野市手数料条例 (平成 12 年長野市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 第 5 号中「35,000 円」を「36,000 円」に改め、同表の 2 第 6 号中
「7,900 円」を「8,100 円」に改め、同表の 11 中「15,400 円」を「15,800 円」に、
「6,700 円」を「6,900 円」に、「2,400 円」を「2,500 円」に、「4,090 円」を
「4,100 円」に改め、同表の 14 中「29,200 円」を「30,600 円」に、「11,100 円」を
「11,900 円」に、「29,000 円」を「30,300 円」に、「2,000 円」を「2,100 円」に、
「2,900 円」を「3,000 円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
2 この条例による改正後の長野市手数料条例別表第 1 の 2、同表の 11 及び同表の 14
の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等から適用する。

長野市保健所食品生活衛生課
課長 大河内雅彦 担当 米山寛
TEL: 026-226-9970 FAX: 026-226-9981
E-mail: j-saikatu@city.nagano.lg.jp

長野市手数料条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○長野市手数料条例		○長野市手数料条例	
平成12年3月30日長野市条例第2号		平成12年3月30日長野市条例第2号	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 略		1 略	
2 温泉法（昭和23年法律第125号）関係		2 温泉法（昭和23年法律第125号）関係	
	区分		区分
(1)～(4) 略	金額	(1)～(4) 略	金額
	略		略
(5) 温泉法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	36,000円	(5) 温泉法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	35,000円
(6) 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	8,100円	(6) 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	7,900円
3～10の2 略		3～10の2 略	
11 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係		11 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係	
	区分		区分
(1) 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	15,800円	(1) 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	15,400円
(2) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	6,900円	(2) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	6,700円
(3) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の規定による登録票の書換え交付	2,500円	(3) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の規定による登録票の書換え交付	2,400円
(4) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定による登録票の再交付	4,100円	(4) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定による登録票の再交付	4,000円
12・13 略		12・13 略	
14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表の14において「法」という。）関係		14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表の14において「法」という。）関係	

改正後			改正前		
区分		金額	区分		金額
(1)	法第4条第1項の規定による薬局開設の許可の申請に対する審査	<u>30,600円</u>	(1)	法第4条第1項の規定による薬局開設の許可の申請に対する審査	<u>29,200円</u>
(2)	法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,900円</u>	(2)	法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,100円</u>
(3)～(8)	略	略	(3)～(8)	略	略
(9)	法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	<u>30,300円</u>	(9)	法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	<u>29,000円</u>
(10)	法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,900円</u>	(10)	法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,100円</u>
(11)	法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	<u>30,300円</u>	(11)	法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	<u>29,000円</u>
(12)	法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,900円</u>	(12)	法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	<u>11,100円</u>
(13)	政令第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	<u>2,100円</u>	(13)	政令第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	<u>2,000円</u>
(14)	政令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	<u>3,000円</u>	(14)	政令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	<u>2,900円</u>
(15)	政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	<u>2,100円</u>	(15)	政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	<u>2,000円</u>
(16)	政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	<u>3,000円</u>	(16)	政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	<u>2,900円</u>
(17)	政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	<u>2,100円</u>	(17)	政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	<u>2,000円</u>
(18)	政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	<u>3,000円</u>	(18)	政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	<u>2,900円</u>
(19)	政令第45条第1項の規定による医薬品の販売業又は	<u>2,100円</u>	(19)	政令第45条第1項の規定による医薬品の販売業又は	<u>2,000円</u>

改正後		改正前	
は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付		は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	
(20) 政令第46条第1項の規定による医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	3,000円	(20) 政令第46条第1項の規定による医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	2,900円
15～18 略		15～18 略	
備考 略		備考 略	

日行連発第421号
令和7年7月14日

事務連絡
令和7年7月9日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則
国際・企業経営業務部
部長 櫻田 直己

日本行政書士会連合会会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公印省略)

在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加について（周知）

今般、出入国在留管理庁から、在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加に関する周知依頼がありましたので、添付のとおりお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- 在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加に係る周知について（依頼）（令和7年7月9日付・事務連絡）
- 「経営・管理」に係る提出書類一覧（提出書類チェックシート）

在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加に係る周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請時の必要書類として、直近の在留期間における事業の経営又は管理に関する活動内容を具体的に説明する文書（別添「提出書類チェックシート」項番6）の提出を求めることとしたため、お知らせします。

なお、本件取扱いは、本年7月17日以降の在留期間更新許可申請から適用いたします。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、会員の皆様において御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物

提出書類チェックシート

1部

「経営・管理」に係る提出書類一覧【カテゴリ 1・2・3・4 共通】
（在留期間更新許可申請用）

No.	提出書類	提出の要否				チェック ボックス
		所属機関のカテゴリ				
		カテゴリ 1	カテゴリ 2	カテゴリ 3	カテゴリ 4	
1	在留期間更新許可申請書	○	○	○	○	☐
2	写真（縦 4 cm×横 3 cm） ※申請前 6 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	○	○	○	☐
3	パスポート及び在留カード 【提示】	○	○	○	○	☐
4	所属機関がいずれのカテゴリに該当するかを証明する文書 ※右記の書類の中で、提出可能な書類を提出してください。 ※提出可能な書類がない場合は、カテゴリ 4 に該当することとなります。	○四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） ○主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） ○高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） ○「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）	○前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し） ○在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書（利用申出に係る承認のお知らせメール等）	前年分の職員の給与と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）		☐
5	直近の年度の決算文書の写し			○	○	☐
6	直近の在留期間における事業の経営又は管理に関する活動内容を具体的に説明する文書[任意の様式] (前回の在留申請時から変更がある場合はその理由の説明を含む)			○	○	☐
7	住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1 年間の総所得及び納税状況が記載されたもの） ※ 1 月 1 日現在お住まいの市区町村の区役所・市役所・役場から発行されます。 ※ 1 年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。			○	○	☐
8	外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料				○	☐

7 建政号外
令和 7 年（2025 年） 7 月 18 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部建設政策課長

建設業許可申請・経営事項審査申請における
電子申請の利用促進について（依頼）

日頃より、経営事項審査の形式審査及び現地相談会に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業許可申請・経営事項審査申請における電子申請の利用につきましては、県のホームページやメールマガジン等により周知しているところですが、一層の利用促進を図るため、会員の皆様に積極的な利用を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

なお、電子申請の御利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「G ビズ I D」が必要であり、代理申請の場合は、申請者（建設業者）と代理人ともに I D が必要となりますので、この旨の周知もあわせてお願いいたします。

チラシを添付させていただきますので、御活用ください。

また、本件は、別添のとおり建設業関係団体にも依頼しておりますので申し添えます。

（問合せ先）

担 当	建設政策課 建設業担当 宮川
電 話	026-235-7314
ファクシミリ	026-235-7420
電子メール	kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

建設業許可・経営事項審査は
電子申請ができます！

こんなメリットが！！



こんな機能も！

行政庁の受付が完了した書類の印刷が可能

※申請書控えに相当する書類です。
※受付印は印字されません。

詳細は
こちら



スマートフォンからは申請できません。

GビズIDを取得してください

- ・事前に「**GビズIDプライム**」アカウントの取得が必要
※代理申請の場合は、申請者・代理人ともにIDが必要
- ・申請方法は、郵送又はオンライン
※オンラインなら最短で**即日取得可能**
※パソコンとスマートフォンのいずれも必要
- ・一つのIDで**複数の行政サービスにログイン可能**

詳細は
こちら



システムに関するお問合せ先

- JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）ヘルプデスク
電話：0570-033-730／受付時間：平日9:00～17:00
- GビズID ヘルプデスク
電話：0570-023-797／受付時間：平日9:00～17:00

チラシに関するお問合せ先

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
電話：026-235-7314／受付時間：平日8:30～17:15

令和7年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

	研修区分	受講期間	開催案内 (会員サイト詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1	実務研修会 (更新)	令和7年 4月11日(金)～4月21日(月)	令和7年 2月上旬	令和7年 2月28日(金)～3月6日(木)	令和7年 5月7日(水)	令和7年 5月13日(火)
2	事務研修会 (新規)	6月17日(火)～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木)～5月14日(水)	7月17日(木)	-
3	実務研修会 (更新)	7月15日(火)～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火)～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
4	事務研修会 (新規)	9月5日(金)～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金)～7月25日(金)	10月6日(月)	-
5	実務研修会 (更新)	10月15日(水)～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火)～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
6	事務研修会 (新規)	11月14日(金)～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金)～10月9日(木)	12月15日(月)	-
7	実務研修会 (更新)	令和8年 1月19日(月)～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水)～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
8	事務研修会 (新規)	令和8年 2月20日(金)～3月2日(月)	12月中旬	令和8年 1月7日(水)～1月14日(水)	令和8年 3月23日(月)	-

○開催方法

・各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何回でも自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、事務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるの特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらず申込みができます。

○修了証書の発送について

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。
実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

- ・開催概要は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連oon」にて御案内いたします。
- ・各研修会は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

お知らせ



令和 7 年度行政書士試験のご案内

- 1 試験日及び時間 令和 7 年 11 月 9 日（日） 午後 1 時～午後 4 時まで
- 2 試験会場
J A 長野県ビル 長野市南長野北石堂町 1 1 7 7 - 3
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原 1 7 8 0
- 3 受験手数料 1 0 , 4 0 0 円

令和7年度 行政書士試験

試験日	令和7年 11/9日	受験資格	年齢、学歴、国籍等に関係なく、 どなたでも受験できます。
		合格発表	令和8年 1/28*

試験案内・受験票の配布期間

令和7年 窓口配布 7/22火 ▶ 8/18月	令和7年 郵送請求 7/22火 ▶ 8/8金 必着
各都道府県庁、各都道府県行政書士会他 請求先 〒252-0299 日本郵政株式会社 相模原郵便局留 【（一）行政書士試験研究センター 試験課】 ※7月25日（月）から受験票の配布の態様を改めます。 ※試験は配布開始日（7月22日（火））以降となります。	

受験票の申込期間

令和7年 インターネット 申込 7/22火 ▶ 8/25月	令和7年 郵送 申込 7/22火 ▶ 8/18月
午前9時から	午後5時まで

※当日消印有効

※申込み期間にご留意ください。

景色
が変わる。

その
挑戦で

問合せ先

総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
☎ 03-3263-7700 （試験専用ダイヤル）

🌐 <https://gyosei-shiken.or.jp>

7 長行第 80 号
令和 7 年 7 月 4 日

会員の皆様へ

長野県行政書士会
会 長 和田 英幸
ADRセンター長 渡邊 博昭

特定の紛争に関する相談の長野県行政書士紛争解決センターへのご誘導について
【ご協力のお願い】

平素は、当センターの運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、会員の皆様が市民の方々から日々お受けになる相談の中には、当事者間の話し合いによる円満な解決が望ましい事案も多く含まれていることと存じます。

つきましては、ご相談の内容が下記に記載する紛争に関するものである場合には、当「長野県行政書士紛争解決センター」をご紹介いただき、ご相談者を誘導してまいりますようお願い申し上げます。

当センターは、法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決機関（ADR）です。専門の研修を受けた行政書士が調停員として、中立公正な立場で当事者の間に入り、話し合いによる円満な解決のお手伝いをいたします。

何卒、本趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

【センターへご誘導をお願いしたい紛争分野】（別紙「ADRチラシ」参照）

1. 外国人に関する紛争
（例：就労、就学、労働環境、教育環境などに関するトラブル）
2. 自転車事故に関する紛争
（例：自転車同士、または自転車と歩行者との事故に関するトラブル）
3. 愛護動物（ペット等）に関する紛争
（例：ペットの売買、譲渡、近隣との間のトラブルなど）
4. 居住用賃貸建物の敷金返還または原状回復に関する紛争
（例：退去時の敷金返還や原状回復費用の負担に関するトラブル）

お問い合わせは長野県行政書士会事務局（TEL 026-224-1300）

話し合いによるトラブル解決

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留のことに詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざこざについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



行政書士
紛争解決センター
の特徴

- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは裏面をご覧ください。



ADRとは？

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

専門家が、
双方の言い分をしっかりと
聞いたうえで、
お互いに納得できる
解決策を
一緒に考えます。



よくあるご質問

解決が早くて
費用も抑え
られるんだ！



費用がどのくらいかかるか心配です

申込手数料としてまずは 10,000 円（税別）を納付いただきます。その後、期日 1 回につき期日手数料として 10,000 円（税別）が必要となります。また、和解が成立した場合には別途成立手数料が必要となります。



調停人は誰がやるのですか？

原則として、100 時間を超える座学及びトレーニングを受けた行政書士 2 名が調停人として選任されます。案件により、担当弁護士が調停人として選任されることもあります。

解決までどのくらい 時間がかかりますか？



当センターの調停規程では「3 回以内の調停手続きまたは申込の日から 15 週間以内」を解決までの目安としています。

申し込みは
カンタン
なね！

長野市までは行けないんだけど…

長野県内であればどこでも調停を行うことができます。その場合、別途交通費等が発生します。



これは
ペンリダネ！



土日や夜間でも お願いできますか？

土日や夜間でも可能な場合があります。お気軽にご相談ください。



長野県行政書士紛争解決センターって？

長野県行政書士紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第 161 号）を取得している調停機関です。

センター手続の流れ

申込人（相談者）からの問合せ
（来局、電話どちらでも可能です）

申込人との事前相談及び説明
（事務局において行います）

申込人による調停申込書の提出
（センターが、適・否を判定します）

相手方への調停への呼びかけ
（センターが行います）

相手方との事前相談及び説明
（事務局において行います）

相手方からの調停依頼書の提出
（センターが適・否を判定します）

調停手続の開始

※手続開始後の調停は、原則として同席で行います。

調停の開始

当事者の出席した席上（期日）で話し合いを行います。これを意見がまとまるまで数回繰り返します。話し合いがまとまると合意書を作成します。

※合意書については、事例に応じ、公正証書にする等の指導をさせていただきます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305

〒380-0836 長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

お問合せ受付 平日 10:00 ~ 16:00

具体的なご相談 水曜日 10:00 ~ 16:00（要予約）



かいけつサポート
認証紛争解決サービス



長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第 161 号

7 長行第 87 号
令和 7 年 7 月 23 日

長野県行政書士会
個人会員・法人会員 各位

長野県行政書士会
会 長 和田英幸
広報業務対策部長 濱 靖彦

会員名簿掲載内容の確認について

標記の件について、本会では今年度令和 7 年度版会員名簿を作成し、本会ホームページの会員専用ページに掲載いたします。

つきましては、会員名簿への掲載内容について全会員に確認したいと思いますので、下記の欄に記入の上、本会事務局へ 8 月 15 日までに F A X 又は E メールにてご連絡ください。(連絡が無い場合は、これまでに本会に報告されている情報を掲載します。)

本会事務局 F A X 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

E メール gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

なお、この連絡をもって行政書士法第 6 条の 4 所定の変更登録申請とは扱いません。事務所所在地等を変更した会員は、すみやかに申請することが義務付けられています。

支部名 _____

氏 名 _____

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏 名 事務所名称	〒事務所所在地 Eメールアドレス	電話番号 FAX	主要業務
					行政書士以外の 類似資格
			〒		

※記載上の注意

主要業務例

建設…建設業、農地…農地法、廃棄…廃棄物、風営…風営・飲食、国際…国際業務、
運輸…運輸交通、相続…相続業務、成年…成年後見、法人…法人関連手続

※主要業務は、上記業務例から 6 業務お選び下さい。

行政書士以外の類似資格の凡例

税理…税理士、司法…司法書士、土地…土地家屋調査士、建築…建築士、社会…社会保険労務士、
宅地…宅地建物取引士、公認…公認会計士、不動…不動産鑑定士、弁理…弁理士、測量…測量士、測補
…測量士補、1 級…1 級建築士

※行政書士以外の類似資格については、従来 6 種記載しておりましたが、システムの変更により令和 3 年度版会員名簿より 2 種記載となりますので、ご了承下さい。

東信支部事務局移転のお知らせ

本年5月2日より、長野県行政書士会東信支部事務局が移転しましたので、お知らせいたします。

移転先 〒384-0808

小諸市御影新田2721-1 WRビルⅢ 1階103

井出行政書士事務所内

事務局長 井出 勇気

TEL 0268-25-8720

E-mail shinshu.east@gmail.com

※「電話番号」及び「メールアドレス」に変更はありません。

職務上請求書確認日について（予定）

令和7年度の職務上請求書確認日（8月、9月の予定）をお知らせいたします。

毎月第1・第3木曜日が原則ですが、日程に変更が生じる場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

「職務上請求書払い出しに関する運用」をご確認のうえ、確認日の前日までに事務局へお申込みください。

なお、確認日は本会ホームページにて公開いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。

令和7年 8月7日（木）、21日（木）

9月4日（木）、18日（木）

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行 政 書 士 徽 章（ネジ）	3,000円	送料実費
行 政 書 士 徽 章（タイタック）	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 （新様式・A4版）	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」（別頁掲載）に基づき払い出します。 送料実費

職務上請求書払い出しに関する運用について

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第36条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

1. 職務上請求書払い出し（購入）のスケジュール

役員による内容確認日を原則毎月第1・3木曜日とする。

その内容確認日の前日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付をする。

役員による確認で問題が無ければ、内容確認日の翌日に払い出しを行う。

※第1・3木曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日の翌事務局執務日を内容確認日とする。

内容確認日の前日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものについて受付をする。

（内容確認日：本会ホームページのカレンダーに掲載）

※規則第24条第1項後段に基づき、審査状況により一定期間払出を凍結する場合がある。

2. 申込み・受取方法及び代金支払い方法

○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用レターパック代金を支払い（同封されていない場合）

来所による受取：事務局にて現金払い

3. 申込時に必要な書類

- ・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書
- ・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証

令和6年8月改訂版

- ・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

4. 購入が出来ない者

- ・前月分までの会費について完納されていない者
- ・補助者
- ・使用人行政書士
- ・規則第35条の購入及び使用の禁止に該当する者

5. 使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法A、B、C又はDを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。

A：払出可

B：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可

電話等で十分な確認ができないと思われる場合はCに移行

C：理由書・追加書類の提出を求め、注意・確認を行い問題なければ払出可

問題があると思われる場合はDに移行

D：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

6. この運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和6年7月18日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

令和6年8月改訂版

令和 年 月 日

行政書士会
会 長 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称):

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考: 所属する社員行政書士の数 () 名

※「3 冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他(願末書により詳細な理由を記載すること)

③ 会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号						特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	倫理研修	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- （1）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- （2）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- （3）職務上請求書には、不実の記載をしません。
- （4）控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- （5）廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- （1）職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- （2）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- （3）私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- （1）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- （2）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	令和 年 月 日	所属単位会	会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、会報発行のお知らせ、研修情報等が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□デジタル推進特別委員会研修会 (jGrants 代理申請体験会)

- 1 と き 令和7年3月14日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 土屋委員長、涌井副委員長、大澤委員、会員3名
- 4 研修内容
デジタル庁が設定した架空の補助金制度について、jGrants デモシステムを使用した代理申請を行う。
事業者(委任者)、行政書士(受任者)両方の立場から画面操作を行い、委任・受任の設定から審査・採択までの流れを確認。
- 5 講 師 デジタル庁担当者(オンライン参加)

□正副会長会(オンライン)

- 1 と き 令和7年3月21日(金)
- 2 出 席 者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、鈴木総務部長
- 3 会議事項
(1) 理事会・幹事会の議題について
(2) その他

□理事会

- 1 と き 令和7年3月25日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、渡邊、土屋、五味、吉田、木下、小野、友測、三浦、鈴木、良川、涌井、大前各理事、奈良木綱紀委員
- 4 会議事項
(1) 令和6年度決算見込みについて
(2) 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
(3) 会長選任規則の改正について

- (4) 補助者規則の改正について
- (5) 監事及び綱紀委員の定数と選出について(内規)の改正について
- (6) 綱紀案件について
- (7) 丁種封印業務における事務協力費の徴収について
- (8) その他

□表彰選考会議(オンライン)

- 1 と き 令和7年4月8日(火)
- 2 出 席 者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長
- 3 会議事項
(1) 令和7年度表彰者の選定について
(2) その他

□関東信越税理士会長野県支部 連合会西山利昭会長お別れの会

- 1 と き 令和7年4月14日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 和田会長

□決算監査

- 1 と き 令和7年4月15日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 藤森、小林各監事、和田会長・政連会長、鈴木総務部長
- 4 監査執行状況
令和6年12月1日から令和7年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。
監査結果については、4月17日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□理事会

- 1 と き 令和7年4月17日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田会長、萩原、上島、二瓶各副会長、渡邊、土屋、五味、小野、友測、三浦、鈴木、良川、涌井、大前各理事、藤森、小林各監事
- 4 会議事項
 - (1) 令和6年度事業報告及び決算について(監査報告)
 - (2) 令和7年度事業計画(案)と予算(案)について
 - (3) 令和7年度表彰者の決定について
 - (4) 令和7年度定時総会等の進行計画(案)について
 - (5) 日行連定時総会代議員の選任について
 - (6) その他

□長野県弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 令和7年4月22日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野ホテル犀北館
- 3 出 席 者 和田会長、二瓶ADRセンター長

□選挙管理委員会

- 1 と き 令和7年4月28日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 常盤委員長、古谷副委員長、大槻、木場、長田各委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和7年度会長選挙立候補者について
 - (2) 会長選挙事務について
 - (3) その他

□東信支部総会

- 1 と き 令和7年5月2日(金)
- 2 と ころ 上田市、上田高砂殿
- 3 出 席 者 和田会長

□伊那支部総会

- 1 と き 令和7年5月2日(金)
- 2 と ころ 伊那市、高遠さくらホテル

- 3 出 席 者 上島副会長

□長野支部総会

- 1 と き 令和7年5月9日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 萩原副会長

□中信支部総会

- 1 と き 令和7年5月12日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 和田会長

□長野県司法書士会総会

- 1 と き 令和7年5月16日(金)
- 2 と ころ 長野市、長野ホテル犀北館
- 3 出 席 者 鈴木総務部長

□(一社)長野県資源循環保全協会総会

- 1 と き 令和7年5月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 和田会長

□静岡会総会

- 1 と き 令和7年5月21日(水)
- 2 と ころ 浜松市、ホテルコンコルド浜松
- 3 出 席 者 松島副会長

□総会等運営会議

- 1 と き 令和7年5月23日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、総務部長、総務部員、小西、原各会員
- 4 会議事項
 - (1) 令和7年度定時総会等の運営について
 - (2) その他

□埼玉会総会

- 1 と き 令和7年5月23日(金)
- 2 と ころ さいたま市、ロイヤルパインズホテル浦和

- 3 出席者 荻原副会長

□長野県土地家屋調査士会総会

- 1 と き 令和7年5月23日(金)
2 ところ 大田市、立山プリンスホテル
3 出席者 和田会長

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和7年5月27日(火)
2 ところ 松本市、松本市勤労者福祉センター
3 出席者 中信支部友渕大会員

□群馬会総会

- 1 と き 令和7年5月27日(火)
2 ところ 前橋市、前橋商工会議所会館
3 出席者 和田会長

□神奈川会総会

- 1 と き 令和7年5月28日(水)
2 ところ 横浜市、ロイヤルホールヨコハマ
3 出席者 和田会長

□山梨会総会

- 1 と き 令和7年5月29日(木)
2 ところ 甲府市、ベルクラシック甲府
3 出席者 上島副会長

□千葉会総会

- 1 と き 令和7年5月31日(土)
2 ところ 千葉市、アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
3 出席者 和田会長

□正副会長会（あいさつ廻り）

- 1 と き 令和7年6月6日(金)
2 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、三浦各副会長
3 会議事項
(1) 行政書士会の人事について
(2) その他

□長野県社会保険労務士会総会

- 1 と き 令和7年6月12日(木)
2 ところ 長野市、メトロポリタン長野
3 出席者 荻原副会長

□日行連定時総会

- 1 と き 令和7年6月19日(木)、20日(金)
2 ところ 東京都、東京プリンスホテル
3 出席者 和田会長、荻原、上島、三浦各副会長、鈴木、涌井各理事

□日行連関地協会会長会

- 1 と き 令和7年6月26日(木)
2 ところ 前橋市、前橋商工会議所会館
3 出席者 和田会長
4 議題
(1) 令和6年度事業報告及び決算報告について
(2) 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
(3) 市民法務業務連絡会設置規程の一部改正(案)について
(4) その他の事項

□理事会

- 1 と き 令和7年6月27日(金)
2 ところ 長野市、ホテル国際 21
3 出席者 和田会長、荻原、上島、三浦各副会長、柳澤、木村、濱、吉田、友渕、八幡、山本、平林、鈴木、涌井、良川、藤澤各理事
4 会議事項
(1) 令和7年度事業方針について
(2) 部長、副部長、部員の選任について
(3) 長野県行政書士会旅費規程の一部改正(案)について
(4) その他

□合同会議

- 1 と き 令和7年6月27日(金)
2 ところ 長野市、ホテル国際 21
3 出席者 正副会長、理事、綱紀委員、各部

員、各委員

4 会議事項

(1) 部長、副部長、部員等への委嘱書の交付

□総務部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 和田会長、友渕部長、藤井副部長、
小山、小泉各部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□農林建設部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 上島副会長、藤森部長、藤澤部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□運輸交通部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 上島副会長、中塚部長、原、山本、
良川各部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□国際部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 三浦副会長、八幡部長、吉田、ダ
グラス、和田各部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□環境生安部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 荻原副会長、柳澤部長、和田副部
長、朝倉、岡本各部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□研修部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 荻原副会長、鈴木部長、大澤副部
長、平林部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画及び予算について

(2) 特定行政書士法定研修について

(3) 新規登録者必須研修会について

(4) その他

□法務部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 木村部長、木下副部長、藤井部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画について

(2) その他

□広報業務対策部会

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 和田会長、濱部長、井上副部長、
原部員

4 会議事項

(1) 令和7年度事業計画及び予算について

(2) 会報 168 号について

(3) 会員名簿の発行について

(4) 行政書士制度広報月間について

(5) その他

□ADR センター会議

1 と き 令和7年6月27日(金)

2 と ころ 長野市、ホテル国際 21

3 出席者 渡邊センター長、深澤副センター
長、涌井運営委員

4 会議事項

- (1) 令和7年度事業計画及び予算について
- (2) その他

□外国人材受入企業サポートセンター会議

- 1 と き 令和7年6月27日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際 21
- 3 出席者 三浦副会長、吉田センター長、八幡副センター長、ダグラス、和田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和7年度事業計画について
 - (2) その他

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和7年6月27日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際 21
- 3 出席者 和田会長、涌井委員長、土屋副委員長、朝倉、大澤、原、友渕各委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和7年度事業計画について
 - (2) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 令和7年6月27日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際 21
- 3 出席者 小林副委員長、東谷職務代理人、渡邊、小口各委員

4 会議事項

- (1) 綱紀委員長、副委員長、職務代理人の互選について
- (2) その他

□農林建設部会

- 1 と き 令和7年7月8日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 上島副会長、藤森部長、木場副部長、田村、藤澤各部長
- 4 会議事項
 - (1) 関東地方協議会連絡会について
 - (2) 今年度の事業について
 - (3) その他購入

□令和7年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 令和7年7月11日(金)
- 2 ところ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 荻原、上島各副会長
- 4 議題
 - (1) 試験実施に係る連絡事項等について
 - (2) 質問書に対する回答について
 - (3) 質疑応答

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和7年7月15日(火)
- 2 ところ 上田市、上田市中央公民館
- 3 出席者 東信支部柳澤誠会員





長野県行政書士政治連盟会長就任のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

このたび、長野県行政書士政治連盟の会長として2期目の任を拝命いたしました。

さて、「行政書士法の一部を改正する法律案」が今国会で可決・成立いたしました。今回の改正は、各党の行政書士制度推進議員連盟および懇話会の関係議員の皆様の多大なるご尽力により、国会議員の皆様の深いご理解とご支援を賜り実現したものです。日頃から地元選出の国会議員との良好な関係構築に努め、選挙応援に参画された皆様の努力の賜物であり心より感謝申し上げます。

この法改正の令和8年1月1日施行に向け、会則や規則の整備など必要な措置が講じられます。本連盟は日行連・日政連と共に、行政書士制度のさらなる発展のために全力で取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私たち行政書士は、その資格をもとに業務を行い、生活の糧としています。その使命は、国民と行政の橋渡し役として、国民の権利を擁護し、義務の履行を支援することです。本会の要請を受け、関係法令の改正や行政手続・窓口業務の改善に向けて、行政機関への働きかけ、国会議員や地方議員への要望活動を総会・幹事会で審議の上、実施しております。

今回の法改正により、行政書士の使命やデジタル社会の進展を踏まえた職責が明確になりました。特定行政書士の業務範囲の拡大は、不服申立ての代理手続の件数増に寄与する一方、業務依頼に応えるため、より一層の実務研修が求められます。また、両罰規定の整備により行政書士法人の責任も重くなります。

兼業士業の会員の皆様におかれましては、行政書士会と他士業との関係について、各士業の立場を尊重しながら良好な関係を築いていくことが大切です。本会と政治連盟が士業間の横のつながりを強化し、協力し合える環境を整えていきたいと考えております。

政治連盟の活動は、行政書士業務に従事するすべての会員にとって利益のあるものです。その活動資金となる会費の納入にご理解とご協力をお願い申し上げます。一方で、会費の使途は幹事会で報告され、監事の監査を受けながら適切に管理されることが政治連盟としての責務です。今後も慎重に活用してまいります。

長野県行政書士政治連盟の活動に、会員の皆様のご理解を賜り、会員全員の皆様からの会費納入をいただければ幸いです。これからも国民の信頼に応え、業務を円滑に進められる環境整備と行政書士会のさらなる発展のため、本会と連携して活動してまいります。今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

定期大会開催報告

令和7年度定期大会が5月30日（金）午後3時10分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 藤井総務部員

2 正副議長 議長 原 満輝代議員（飯田支部）
副議長 小西 勝代議員（長野支部）

3 議事録署名人 藤澤 楨佑代議員（長野支部）、和田 仁代議員（長野支部）

4 議案審議

第1号議案 令和6年度事業報告
第2号議案 令和6年度決算報告
第3号議案 令和7年度運動方針（案）
第4号議案 令和7年度予算（案）
第5号議案 役員を選任

賛成多数により可決承認されました。
賛成多数により可決承認されました。
賛成多数により可決承認されました。
賛成多数により可決承認されました。
下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

長野支部 和田 英幸

副会長

東信支部 荻原 政吉
諏訪支部 上島 聡
中信支部 三浦 洋子

幹事長

伊那支部 二瓶 裕史

幹 事

東信支部	土屋 勝浩	柳澤 誠
諏訪支部	木村 和彦	濱 靖彦
伊那支部	吉田 靖史	
飯田支部	木下 茂	
中信支部	友渕 大	八幡 徳広
	山本 博史	平林 節子
長野支部	鈴木 潤	涌井 史明
	良川 泰章	藤井 楨佑

会計監事

飯田支部 宮島 裕一
中信支部 小野 清仁



開会のことば（荻原副会長）



新正副会長・幹事長

長野県行政書士政治連盟のページ

隣接士業政治連盟懇談会

長野県行政書士政治連盟
幹事長 二瓶 裕史

令和6年度における事業の締めくくりとして、令和7年3月28日16時から、油や（長野市）にて「隣接士業政治連盟懇談会」が開催されました。

本懇談会は、本会と友誼団体である長野県税理士会・長野県社会保険労務士会のそれぞれ政治連盟役員が一堂に会し、それぞれの団体特有の課題から共通の課題までの情報交換を行う場として毎年開催されています。

各政治連盟から、活動報告や課題などが挙げられました。挙げられた課題としては、「組織率が低い」「政治離れが顕著である」「どのような活動をしているか分かってもらえない」「新入会員に声を掛けているが加入率が上がらない」などがあり、それぞれの立場から意見を交わしました。今後の組織運営について多くの気づきをいただきました。



和田会長あいさつ

引き続き17時半からは、懇親を深めるための会が催され、忌憚のない交流・意見交換が行われました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	7. 4. 2	野村 晋司	中野市	長野支部	7. 4. 2	大野 耕平	長野市
長野支部	7. 4. 2	宮林 祥子	長野市	長野支部	7. 4. 15	本山 章教	飯山市
中信支部	7. 4. 15	松本 和也	塩尻市	中信支部	7. 4. 15	塚田 啓	松本市
東信支部	7. 4. 15	岡本 梓	上田市	諏訪支部	7. 5. 1	玉木 憲	岡谷市
長野支部	7. 5. 1	高津 秀彦	中野市	伊那支部	7. 5. 1	三好 翔	駒ヶ根市
東信支部	7. 5. 1	高見澤 忠	南佐久郡川上村	長野支部	7. 5. 15	丸山 聡	中野市
長野支部	7. 5. 15	土田 智之	長野市	長野支部	7. 5. 15	藤崎 禎治	飯山市
中信支部	7. 5. 15	寺嶋 駿	安曇野市	中信支部	7. 5. 15	山崎 功二	松本市
東信支部	7. 6. 1	安江 大輔	佐久市	長野支部	7. 6. 1	堀 雅博	長野市
長野支部	7. 6. 1	宮川 勝彦	須坂市	中信支部	7. 6. 15	宮林 悠久	大町市
中信支部	7. 6. 15	松澤 浩一	松本市	中信支部	7. 6. 15	米山 善夫	大町市

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
中信支部	寺島 完次	7. 3. 15	伊那支部	山本 修司	7. 3. 31	東信支部	高 裕次	7. 3. 31
諏訪支部	花岡 秀知	7. 3. 31	長野支部	樋口 恵子	7. 3. 31	東信支部	柚木 健二	7. 3. 31
長野支部	石丸 誠	7. 3. 31	長野支部	小山 朝之	7. 3. 31	長野支部	野路 美徳	7. 3. 31
諏訪支部	濱 登	7. 3. 31	長野支部	尾西 浩貴	7. 5. 22	長野支部	坂井 巖司	7. 5. 31
東信支部	小林 弘幸	7. 6. 20	東信支部	小林 陽子	7. 6. 30			

—法人会員—

ながの行政書士法人（長野市大字鶴賀田町2144番地4）・入会年月日 R7. 4. 1
松本事務所（松本市両島7番1号）

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

寺 島 健 一 殿（東信）
令和7年2月

貝 澤 久 殿（中信）
令和7年3月

飯 田 法 子 殿（諏訪）
令和7年4月

編 集 後 記

暑中お見舞い申し上げます。

今年も6月中から30°越えの日が続き、長く厳しい夏になりそうです。皆さま、お元気にお過ごしのことと思います。そこで、今回の会報夏号の表紙には、北八ヶ岳ロープウェイの写真を選びました。標高2,000m級の爽やかな空気感を感じて頂ければ幸いです。

さて、私たち広報業務対策部は、4人全員が新任となりました。活動内容として、会報の発行や対外的広報活動・会員名簿の作成・HPの充実等、幅広いものがあります。また、各部会や各支部の様々な活動を連携協力して会報に掲載する等皆さまの活動に密着した業務もあります。

会員の皆さまには、（新人）広報業務対策部の活動に、アドバイス・お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

（広報業務対策部長 濱 靖彦）

令和
7年度

行政書士試験

試験日

令和7年

11/9日

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、
どなたでも受験できます。

合格発表

令和8年
1/28水

試験案内・受験願書の配布期間

窓口
配布

令和7年 7/22火 ▶ 令和7年 8/18月

各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送
請求

令和7年 7/22火 ▶ 令和7年 8/8金 **必着**

請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
「(一財)行政書士試験研究センター 試験課」
※7月7日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は配布開始日(7月22日(火))以降となります。

受験願書の申込期間

インター
ネット
申込

令和7年 7/22火 ▶ 令和7年 8/25月
午前9時から 午後5時まで

郵送
申込

令和7年 7/22火 ▶ 令和7年 8/18月

※当日消印有効

※申込み期間にご留意ください。

景色
が
変
わ
る。
。



そ
の
挑
戦
で

問合せ先

総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター

☎ 03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル)

💻 <https://gyosei-shiken.or.jp>

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会 長 和田 英幸
編集者 広報業務対策部長 濱 靖彦

印刷 三和印刷(株)

◆長野県行政書士会の先生方へ◆

電子申請支援システム建設業統合版

Windows11/10
(64bit/32bit対応)

全国 **5,000** 以上の
行政書士事務所様が継続利用中

経審・建設業許可等

ソフトが無料!



建設業許可（新規・更新・変更） / 決算変更届（財務諸表等含む） / 経営事項審査 経営状況分析 /
経審・分析評点シミュレーション / 顧客管理 / 月次処理 / 都道府県書式対応 / JCIP 連携 / 分析電子申請

インストール後
1年間無料!

行政書士会入会から
5年間無料!

行政書士会
会員様は

ワイズ公共データシステムへ

年間1件の経営状況分析申請で

翌年も保守料金・バージョンアップ料金不要

ホームページからダウンロードして
今すぐご利用いただけます!

ワイズ公共

検索

wisePDS
国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム

株式
会社

ワイズ公共

検索

本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 FAX 026-232-1190

北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル11階

TEL 011-802-7685

大阪営業所 / 〒540-0026 大阪府中央区南本町2丁目4番16号 オフィスポート南本町7階

TEL 06-6948-6615

福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ3階

TEL 092-292-8101